

令和3年度さんじょう一番星育成事業

文化・芸術分野で羽ばたく子どもたちを応援します！

文化・芸術の分野で、高い資質と意欲を兼ね備えた子どもたちの能力を更に高める取組を支援します。

文化・芸術の一番星育成事業「活動経費に対する補助」

- 応募方法 三条市役所低層棟ロビー及び各公民館に設置した申請書類に必要事項を記入し、生涯学習課へ提出してください。申請書類は市のホームページからもダウンロードできます。なお、提出された申請書類は、原則、返却しません。
- 応募期限 5月7日(金) 午後5時(必着)
- 選考方法 提出された書類による審査と面接を実施します。
- 面接日など 募集締切後、速やかに実施します。日時と会場は、対象者へ連絡します。面接時は保護者も必ず同伴してください。

募集の要件	内 容
対 象	市内に住所を有する小学5年生から高校3年生までで、文化・芸術活動においてコンクールなどでの上位入賞実績、有段資格などを有し、高い向上心を持って、将来一番星として輝きたい方
補助対象経費	(1) 報 償 費・専門的な技術指導を受けるために要する謝礼などの経費 (2) 旅 費・各種のコンクールまたは講習会などに参加するために要する交通費及び宿泊費 (3) 負 担 金・各種のコンクールまたは講習会などに参加するために要する負担金 (4) 消耗品費・活動に必要な消耗品を購入するために要する経費
補助金の額	1人につき補助対象経費の2分の1以内の額で15万円を上限とします。ただし、補助対象経費のうち消耗品費は3万円が上限です。

文化・芸術の一番星育成事業

補助金交付申請書の作成について

★補助金交付申請書

- 1 様式第 8 号（第 30 条関係）（その 1）（育成対象者用） 文化・芸術の一番星育成事業補助交付申請書
 - (1)活動期間は、活動を開始した日（4月1日以降）から翌年の3月31日までの間に設定してください。
 - (2)補助対象経費の額は、収支予算書の支出の合計と一致させてください。
- 2 様式第 9 号 技術力等向上計画書
書類審査の対象となりますので、なるべく詳しく書いてください。
- 3 様式第 10 号 収支予算書
 - (1)補助金額
補助対象経費の2分の1以内の額で15万円を上限とします。
 - (2)収入の部
 - ・補助金の額を計算し、千円未満の端数を切捨てた額を記入してください。
 - ・収入合計を支出合計に合わせ、不足する収入は自己負担額として記入してください。
 - (3)支出の部
 - ・補助金の対象となる経費を書いてください。
 - ・消耗品費の上限は3万円です。

【補助対象経費】

補助対象経費	説明
1 報償費 専門的な技術指導を受けるために要する謝礼等の経費	外部の講師に支払う授業料、月謝、謝礼金等
2 旅費 各種のコンクールまたは講習会等に参加するために要する交通費及び宿泊費	(1)公共交通機関利用料金 (2)レンタカー料金 (3)タクシー料金 (4)有料道路料金 (5)駐車場料金 (6)私有車の車賃 1kmあたり25円 (7)宿泊費
3 負担金 各種のコンクールまたは講習会等に参加するために要する参加費	
4 消耗品費 活動に必要な消耗品を購入するために要する経費	消耗品費は3万円が上限、技術力の向上に資するものに限定する。 テキスト、消耗品ほか
5 その他市長が適当と認める経費	要協議

4 様式第 10 号の 2 活動履歴書

書類審査の対象となりますので、なるべく詳しく書いてください。

5 補助チェックシート

当てはまる箇所に丸を付けてください。

※記載例がございます。必ず記載例を確認し、御記入ください。

※えんぴつではなくボールペン等で記入をお願いします。

※音楽系対象者の方には、一番星コンサートへ出演いただきます。あらかじめ御了承ください。

※実績報告の際に交付決定された金額より増えることはありません。

★補助金交付決定後の提出書類

提出書類	提出の時期	提出書類
口座振替申込書	補助金交付決定通知を受けたとき。	次の書類を提出してください。 ・口座振替申込書(様式第 68 号)
補助金前金払請求書	前金払いを希望するとき。	次の書類を提出してください。 ・補助金前金払請求書(様式第 11 号)
補助金実績報告書	補助の対象となる経費の支払いが完了したとき。	次の書類を提出してください。 ・補助金実績報告書(様式第 12 号) ・活動報告書(様式第 13 号) ・収支決算書(様式第 14 号) ・私有車使用実績書(対象者のみ) ・補助対象経費の支出が確認できる領収書等の書類

【補助対象経費の支出が確認できる領収書等】

- 1 実績報告書の添付書類として、補助対象経費の支出が確認できる領収書等のコピーが必要です。
- 2 高速道路等有料道路を利用した場合は、利用証明書等のコピーが必要です。
- 3 「私有車の車賃」は領収書の代わりに別紙「文化・芸術の一番星事業に係る私有車使用実績書」を提出してください。
- 4 国、県、公益法人等から助成がある場合、補助対象経費の重複がないよう留意してください。
- 5 領収書の写しは、上記の補助対象経費の区分毎にまとめて A 4 判用紙に貼り付けてください。